

日照不足、低温等への対応について

本年は、7月以降全国的に日照不足であることに加え、北海道では平年の2倍以上の降雨と7月中旬以降の低温に見舞われている。

この時期は、水稲の稔実をはじめ、夏作物の生育にとって極めて重要な時期であり、また、北海道では麦の収穫期にも当たることから、農業者をはじめ関係者は、今後の農作物の生育に懸念を持っている。

こうした現場の実情をしっかりと受け止め、農林水産省としては、当面の対策として、以下の対応をとることとし、状況に応じては、更に追加対策等を講ずることとする。

1 省内の組織横断的な調査チームの派遣

7月31日より北海道3ヶ所及び九州北部に、省内の関係部局からなる調査チームを派遣し、農作物の生育状況、日照不足・低温等の影響等の実態を把握

2 関係局庁連絡会議の設置

1の調査も踏まえ、未だ日照不足、低温等による農産物被害規模等は明らかになっていないものの、

①被害を最小限に抑えるための予防対策の実施

②被害への速やかな対応のための準備態勢の整備

の観点から、本日付けで官房参事官（災害担当）をヘッドとし、関係局庁の課長等による連絡会議を設置

(1) 被害を最小限に抑えるための予防対策の実施

○ 農作物の生育状況、被害状況の早期かつ的確な把握

○ 関係地方自治体や普及組織と連携し、適切な施肥、防除や排水対策等を指導

(2) 被害への速やかな対応のための準備体制の整備

- 農業共済団体等に対し、被害農業者への共済金の支払い又は仮渡しができるよう、被害査定体制・実施計画等の準備について指示・指導

- 被害農業者等に対する農林漁業セーフティネット資金等について、円滑な融通が行われるよう、及び既貸付金の償還猶予等の措置が的確に講じられるよう、関係金融機関に対し、相談窓口の開設だけでなく、被害が確定した時に、被害農業者に対して、パンフレット等によって丁寧な説明・対応が行われるよう準備を依頼

- なお、被害があったとしても、
 - ① 水田・畑作経営所得安定対策の固定払は、当年の収穫量に関係なく支払われるものであることから、生産農家が安心するよう、原則として8月中には支払が完了するよう再度確認作業中
 - ② 産地確立交付金は、災害の被害により収穫ができない場合においても、交付対象とすることについて、関係県に説明済み